

組合だより

【第9号】

令和2年7月吉日
発行：組合事務局

関市平賀第二土地区画整理組合

§ 理事長あいさつ §

盛夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、組合事業の推進に格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

3月の第13回総会では新型コロナウイルス感染症拡大予防のため書面議決による審議とさせていただき、令和2年度予算及び損失補償基準について議決されました。

組合事業は昨年より区画道路築造及び整地工事を実施しており、造成が進んでおります。

引き続き、組合事業の関係者の体調に留意しながら、事業が順調に進むよう努力していきますので、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

§ 第13回総会のご報告 §

開催日

令和2年3月13日（金）

議決方法

書面議決による審議

議案

1. 令和2年度事業費収入支出予算について
2. 損失補償基準について

書面議決

41名（組合員数 43名）

以上の議案は、区画整理法第34条第1項の規定により、議決されました。

※第13回総会の開催においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、理事会にて慎重審議の結果、書面議決による審議を行うことで承認されました。



◇議案第1号 令和2年度事業費収入支出予算について

（単位 千円）

収入		支出	
款	金額	款	金額
借入金	227,990	工事費	208,400
補助金	28,000	補償費	32,000
保留地処分金	69,000	調査設計費	3,500
雑収入	10	会議費	170
		事務所費	5,930
		償還費	71,500
		雑支出	240
		予備費	3,260
合計	325,000	合計	325,000



◇議案第2号 損失補償基準について

関市平賀第二地区 損失補償基準フロー

第1章 総則 第5条（損失補償の方法）

原則として、金銭をもってするものとする。

※補償金算定は、損失補償算定標準書または見積もりとする。

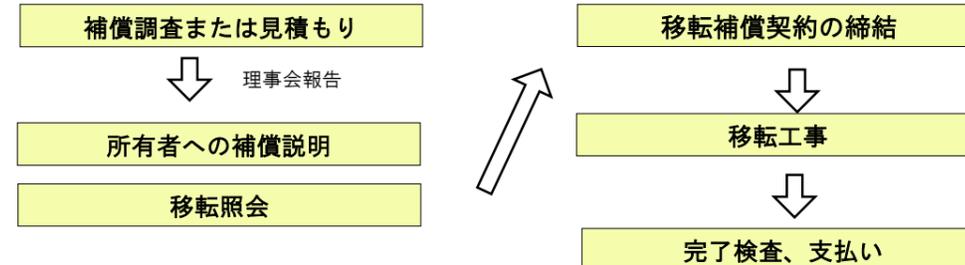
第1章 総則 第6条（所有者からの申出による補償）

所有者からの申出があった場合は、申出による補償とすることができる。

※申出による補償は、組合による除却または代替補償とする。

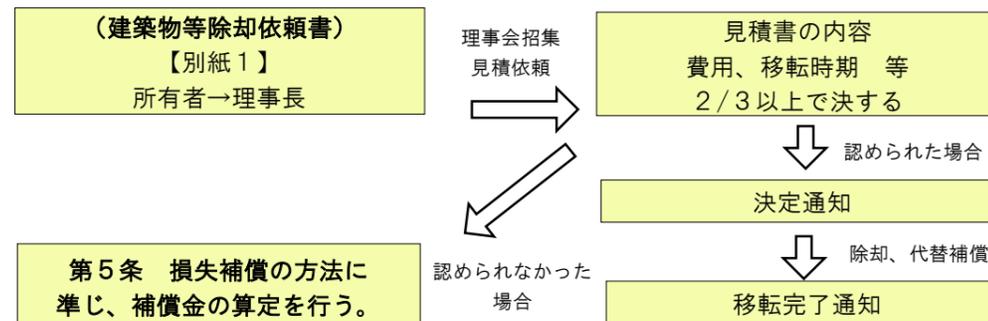
第2章 補償金の算定

損失補償算定標準書（中部地区用地対策連絡協議会）または見積もりにより補償金を算定する。見積もりとしたときは、原則として2者以上から徴収するものとする。（第5条2項）。



第3章 申出による補償

組合が定めた工事業者へのお見積もりを入手し、補償金を算定する。



§ 届け出のお願い §

以下に該当する場合は、組合事務局に届け出てください。

●土地の権利変動などの届出（定款第61条） ●代表者の届出（定款第62条）

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 所有者の住所・氏名に変更があった場合
（住所・氏名変更届出書） 2. 土地を売買した場合（権利変動届書） 3. 相続、贈与等により所有権を移転した場合
（権利変動届出書） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一つの土地を共有している場合（代表者届出書） 2. 登記名義人が死亡し、相続権利者が2名以上の場合
（代表者届出書） <p>※すでに同意書と同時に、代表者の届出を提出している方は届出の必要はありません。</p> |
|--|---|

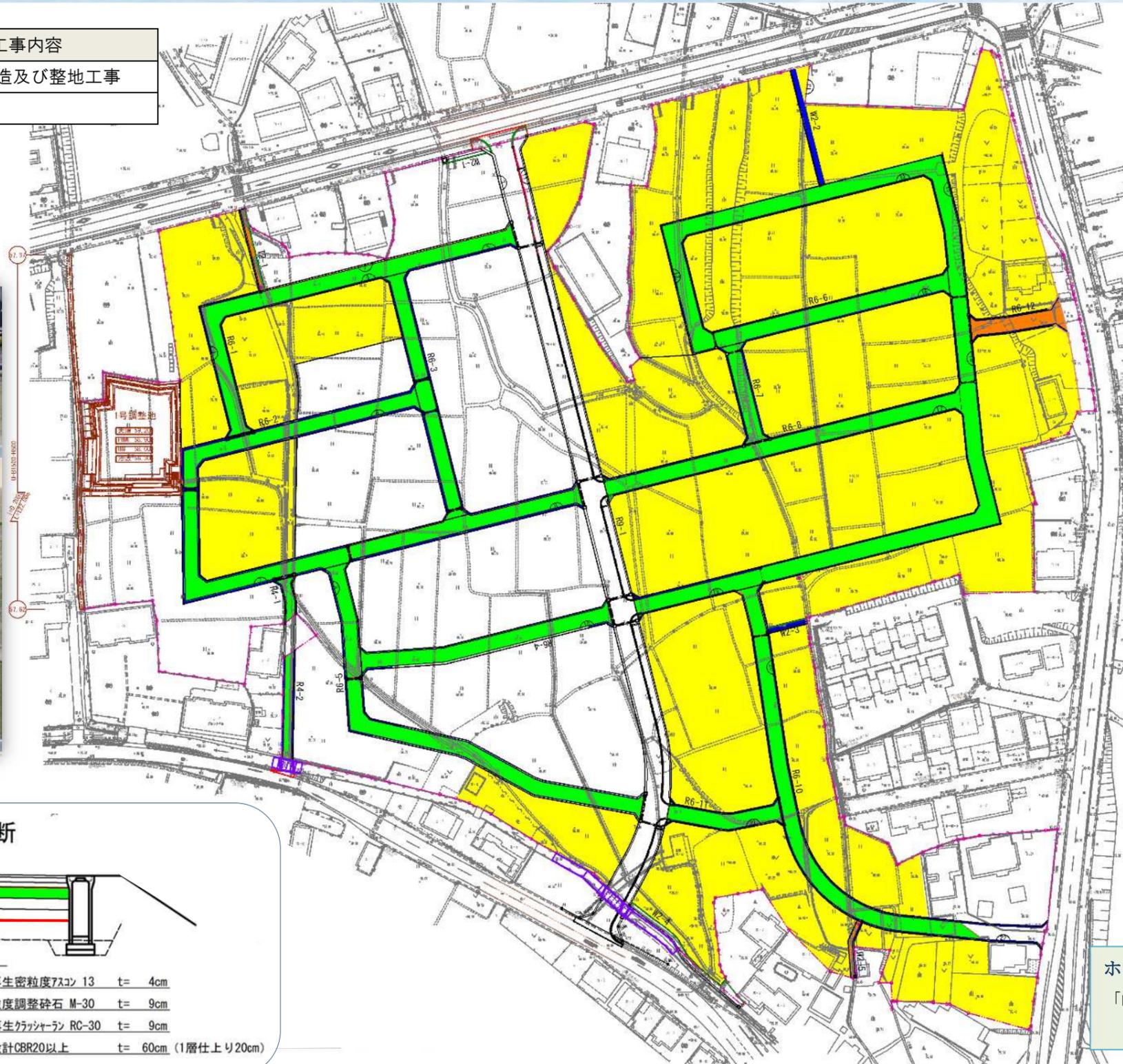
●下記に該当する場合は、組合にご連絡ください。

1. 地目を変更した場合
2. 抵当権、地設権、その他の権利を設定または解除した場合



工事進捗状況及びスケジュールについて

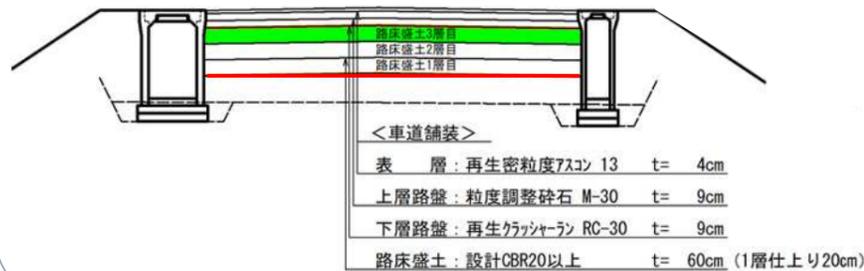
時期	工事内容
令和2年4月～	区画道路築造及び整地工事
令和2年9月頃	水道工事



凡例	色	内容
	オレンジ	路床盛土
	緑	路床盛土(3層目)
	青	排水工
	黄	整地



6m道路標準横断



ホームページへのアクセス

「岐阜県都市整備協会」

<http://gifutoshi.or.jp>へアクセスしてください。



今年度は6m道路の道路側溝、路床盛土、整地を施工します。
昨年に引き続き、休耕のご協力をお願いします。

※各自で除草作業のご協力もお願いします

★お問合せ先★

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎5階

公益社団法人 岐阜県都市整備協会内 関市平賀第二土地区画整理組合

[電話] 058-274-0800 [FAX] 058-274-2772 事務局/事務長 今枝/事務員 横北

★ その他ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

QRコードからご覧になれます⇒

